

廃止時に土壌調査を行うべき特定有害物質等取扱事業所について

特定有害物質（鉛及びその化合物等 25 物質）又は特定有害物質を含む固体・液体を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（特定有害物質等取扱事業所）のうち、当該事業所を廃止する時に「土壌・地下水調査」を行うべき汚染の蓋然性が高い事業所を以下のとおり特定する。

1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、
特定有害物質を取り扱う事業所

土壌汚染の状況

平成 20 年度末までに届出・報告のあった汚染事例 141 件のうち、土壌汚染対策法の規定に基づく報告は 6 件（4%）であるが、83 件（59%）が水質汚濁防止法に基づく事業場である（あった）。このことから法の対象とならない特定事業場であっても特定有害物質を取り扱う（又は過去に取り扱っていた）事業所は汚染の蓋然性が高いと考えられる。

水質汚濁防止法の目的及び制度

工場・事業場から公共用水域に排出される水と地下に浸透する汚水等の浸透を規制することや生活排水対策の実施を推進すること等により公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止を図る。

汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として政令で定め、特定施設を設置する事業場を規制の対象とし、排出水を規制する項目はカドミウム等の有害物質 27 項目（硝酸性窒素類等は土壌汚染対策法の特定有害物質から除外）と COD 等の生活環境項目である。

有害物質を使用等する特定施設（有害物質使用特定施設）については、その汚水等を地下に浸透させることを規制している。

届出等の状況（H21 年 3 月現在）

水質汚濁防止法特定事業場（名古屋市を除く県内）：約 12,000 事業場
上記のうち有害物質使用 / 排出事業場：約 850 事業場

2 消防法に基づく危険物の規制の対象となる給油取扱所等

土壌汚染の状況

平成 20 年度末までに届出・報告のあった汚染事例 141 件のうち、18 件（13%）がガソリンスタンドである（又は過去にあった）ことから汚染の蓋然性が高いと考えられる。

また、ガソリン等特定有害物質を含有するものを取扱う製造所、貯蔵所、取扱所においても同様に汚染の蓋然性が高いと考えられる。

消防法に基づく危険物の規制の許可・届出事業所数等（H20 年 3 月現在）

消防法（危険物の規制）に基づく危険物事業所（名古屋市を除く県内）
製造所：約 200 箇所
貯蔵所：約 12,000 箇所
取扱所：約 6,200 箇所（うち、給油取扱所約 3,000 箇所）
（うち、ベンゼン等の特定有害物質を含有するものを取扱う事業所のみとする。）

図：平成 20 年度末までに届出・報告のあった汚染事例 141 件の内訳

